平成２８年（フ）第１５０号
兵庫県姫路市京口町117番地
債務者　村上　　碧
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１７１号
兵庫県加古川市別府町石町20番地
債務者　柳　美智子
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１８０号
兵庫県姫路市大津区平松233番地12
債務者　森下　エミ
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１８３号
兵庫県姫路市玉手１丁目147番地レオパレスウイズ203号
債務者　篠塚くるみ
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１８５号
兵庫県加古川市尾上町安田920番地ハイツ神楽田201号
債務者　田浦　宏弥
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２０６号
兵庫県姫路市山吹１丁目３番22号　チェディグローブ202
債務者　奥村亜紀子（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第９８号
奈良県生駒市俵口町1115番地44　ハイム・ソア　205
債務者　山﨑　啓太
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１２４号
奈良県大和郡山市城町1637番地22
債務者　小川　和美
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１４７号
奈良県天理市石上町400番地　ハイツ山の辺103
債務者　井上　正美（旧姓辻元）
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２５６号
広島市安佐北区大林３丁目14番２号
債務者　東岡　克幸
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２７７号
広島市西区田方３丁目1481番地１　510号
債務者　飴野　早苗
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３１５号
広島市南区宇品西４丁目４番４－103号
債務者　津村　佳吾
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３３４号
広島市西区井口２丁目25番６号
債務者　内田　真理
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７号
愛媛県南宇和郡愛南町赤水585番地２
債務者　若松なぎさ
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第３４号
福岡県三潴郡大木町大字大角910番地３
債務者　米倉　和久
1　決定年月日時　平成28年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第２３号
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町11番１－52号
債務者　高　　洋子
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第３１号
鹿児島県奄美市名瀬平松町１番地１（５－104号）
債務者　作　　義博
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第５２号
鹿児島県鹿屋市下高隈町5496番地２
債務者　金田　圭司
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係